

令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	亀田東児童館		
管理者名	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
担当課	江南区役所健康福祉課		
所在地	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号		
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市児童館条例		
施設概要	<p>敷地面積 1,588.91㎡ 建築面積 536.20㎡ 延床面積 526.85㎡ (児童館部分 411.24㎡, ひまわりクラブ部分 115.61㎡)</p> <p>建物構造・主な施設内容 鉄骨造平屋建て 集会室 (33.94㎡) 創作活動室 (34.04㎡) 遊戯室 (196.00㎡) 図書室 (13.13㎡) 鑑賞室 (12.00㎡) 相談室 (6.11㎡) 事務室 (24.24㎡) ひまわりクラブ室 (115.61㎡)</p>		

施設設置目的
<p>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として、亀田東児童館を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>亀田東児童管理運営の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域児童の健全育成と子育て支援の拠点として、地域社会と協力連携しながら、児童をはじめ地域住民に親しまれる児童館とします。 2 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行います。 <p>亀田東児童館の事業運営の5つの柱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健全な遊びを通じた児童の集団及び個別指導 2 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援 3 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及び指導者の養成 4 子育て中の親からの相談に応じるなどの子育て家庭への支援 5 地域の児童の健全育成に必要な活動

令和5年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	行事だより、ホームページ等による児童センター活動に関する情報発信 2回以上/月	・行事だよりを月1回発行。 ・チラシ、ポスター随時発行。 ・ホームページを月1回以上更新。 (イベント情報等)	B	
	基準利用者数の達成	来館者数(年)(基準:60人×359日)21,500人以上	年間27,152人 来館。(1日平均75人)	A	利用者の増加に利用方法の改善などにより対応し、昨年度より約6,900人の増加となった。
	利用者の満足度	利用者アンケートの実施 2回以上/年	・常時利用者アンケートを設置。 ・年20回実施。 (イベント開催時)	A	イベント毎にアンケートを実施して業務の改善に活かした。
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答	・苦情なし。 ・新たな玩具の購入やイベント開催等の要望は職員間で共有、協議し、迅速に対応した。	B	
財 務	管理運営経費の縮減	経費削減への取組み事項3件以上	・裏紙の使用 ・こまめな節電、節水 ・図書館利用、寄附や中古品の使用	B	
	設置目的の理解	・運営委員会の実施数 2回以上/年 ・地域交流事業の実施数 2回以上/年 ・区内全ひまわりクラブへの移動児童館の実施数 15回以上/年	・運営協議会を年2回(6月・2月)開催。 ・4月アニバーサリー祭り、10月ハロウィンパーティーにおいてコミ協の方々、大学生から協力を得た。 ・亀田東小学校、亀田東ひまわりクラブとの児童情報交換会に参加。 ・区内ひまわりクラブ、公民館、小学校への移動児童館を年11回実施した。	C	移動児童館について、区内の全ひまわりクラブへ希望調査を行っているが、希望しないクラブがあり、実施数が指標に満たなかった。
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告 一両日中	発生時の当日もしくは翌日に報告。	B	

業 務	安心安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練実施回数 年2回以上 ・事故発生時のマニュアルによる研修実施 年2回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・6・9・11月に亀田東ひまわりクラブ第1と合同で避難訓練を行った(年に3回実施) ・11月に亀田東ひまわりクラブ第1～第4と合同で救命救急講習会を行った。 ・事故発生時のマニュアルを職員間で確認を行った。(年2回) 	B	
	個人情報保護の徹底	個人情報保護に関する内部研修の実施 年1回以上	毎月職員間で個人情報保護に関して確認。	B	
	業務仕様書に定める事項の	その他業務仕様書に定める事項の遵守	仕様書に定める事項を遵守した。	B	
人 材	配置人員条件の充足	業務仕様書に定める基準を満たしている	11月より土日祝日のみ非常勤1名を雇用し、6名体制とし人員条件を満たすことが出来た。	B	
	配置人員の資質向上	実務研修 1人年2回以上受講	研修参加 計12回参加。1人年3～4回以上の参加。	B	

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていな

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

・新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことにより、児童館の利用制限をなくし、さらに人々の行動制限も緩和され、意識や人の流れに変化を感じた1年であった。年間を通じて利用者数が大幅に増加し、以前までのように利用してもらうことが難しくなった点もいくつかあり、利用上のルールや職員の対応の見直しを多くの場面で行った。

・地域交流事業の一つとして、亀田東小、亀田東ひまわりクラブ第1～4と共に開催された児童情報交換会に参加し、さらにそれ以外でも日々の中で気になる利用者がいたら、都度細かく行政や学校等、地域の関係機関と情報交換を行い、より深く連携を取ることが出来た。また、区内ひまわりクラブや小学校への移動児童館も継続して実施し、コロナ禍では開催が叶わなかったクラブ、学校での開催も実現することが出来、大いに喜ばれた。

・利用者数が増加するとともに、様々な課題を抱えた利用者も増加している。対応する職員のスキルの向上、安定した人材確保が必要である。

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

現地調査日: 令和6年7月9日

・新型コロナウイルスの5類への引き下げにより利用者が大幅に増加しているが、遊戯室の利用方法を改善して回転率を上げるなど、さまざまな見直しを行い対応した。

・移動児童館について、実施回数が指標目標を達成できなかったが、公民館との共催事業を行ったほか保育園での実施も予定しているなど、児童館の周知に取り組んでいる。また、受講した研修の内容を活かして進化した遊びの提供に努めている。